

News Release

平成 24 年 1 月 20 日
消 費 者 庁

「医療機関債」の勧誘に関する注意喚起

「医療機関債」の勧誘を巡るトラブルについて、平成 23 年度に入ってから、各地の消費生活センターに多くの相談が寄せられました。

消費者庁が、相談の内容を確認したところ、特定の医療法人及び事業者による「医療機関債」の発行・勧誘に関する相談が多くあることが分かりました。

その後、当該医療法人は、「医療機関債」の新たな発行を行わないとし、その旨を公表したにもかかわらず、この度、その後も当該事業者が新たな勧誘を行っていることが判明しました。

このため、消費者庁は、消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、消費者事故の発生又は拡大の防止に資する情報を公表し、消費者の皆様にご注意を呼びかけます。

なお、不適切な発行・勧誘行為を行っていた医療法人及び事業者は、「医療法人社団真匡会（しんこうかい）」及び「共同医療事務センター株式会社」の 2 法人です。

(注意喚起の要旨)

- 医療法人社団真匡会は、自ら不適切な勧誘行為（「強引な勧誘」、「虚偽の説明」等）を認め、新たな発行を行わないとし、その旨を公表しました（平成 23 年 9 月及び 10 月）。それにもかかわらず、その後、共同医療事務センター株式会社は、その事実を消費者に伝えずに新たな勧誘を行っています。
- 2 法人から医療機関債についての勧誘を新たに受けた場合、応じないようにしましょう。

※医療機関債とは、医療機関を開設する医療法人が、民法上の消費貸借として行う金銭の借入れに際し、金銭を借入れたことを証する目的で作成する証拠証券とされており（厚生労働省医政局長通知「『医療機関債』発行のガイドライン」より）、金融商品取引法第 2 条に規定する有価証券ではありません。

本件に関する問い合わせ先
消費者庁 消費者政策課 消費者事故対応室
「医療機関債」勧誘担当
TEL : 03(3507)9187

「医療機関債」の勧誘に関する注意喚起

1. 「医療機関債」に関する勧誘トラブルの状況

「医療機関債」の勧誘を巡るトラブルについて、平成 23 年度に入ってから、各地の消費生活センターに多くの相談が寄せられました。

消費者庁が、相談の内容を確認したところ、特定の医療法人及び事業者による「医療機関債」の発行・勧誘に関する相談が多くあることが分かりました。

その後、当該医療法人は、「医療機関債」の新たな発行を行わないとし、その旨を公表したにもかかわらず、この度、その後も当該事業者が新たな勧誘を行っていることが判明しました。

このため、消費者庁は、消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、消費者事故の発生又は拡大の防止に資する情報を公表し、消費者の皆様にご注意を呼びかけます。

なお、不適切な発行・勧誘行為を行っていた医療法人及び事業者は、「医療法人社団真匡会（しんこうかい）（以下、「真匡会」という。）」及び「共同医療事務センター株式会社（以下、「事務センター」という。）」の 2 法人です。

（注意喚起の要旨）

- 真匡会は、自ら不適切な勧誘行為（「強引な勧誘」、「虚偽の説明」等）を認め、新たな発行を行わないとし、その旨を公表しました（平成 23 年 9 月及び 10 月）。それにもかかわらず、その後、事務センターは、その事実を消費者に伝えずに新たな勧誘を行っています。
- 2 法人から医療機関債についての勧誘を新たに受けた場合、応じないようにしましょう。

2. 具体的な勧誘事例

(これまでの経緯)

- 平成 23 年 4 月から募集を開始した真匡会が発行する医療機関債に関して、消費者からの相談が各地の消費生活センターに寄せられました。
- 真匡会は、当該医療機関債に関して、事務センターによる不適切な勧誘及び行為が行われていることを認め、9 月 15 日付で、「医療機関債発行について（お詫び）」を自らのウェブサイト上で公表し、再発防止の徹底を図る旨を説明していました。
- さらに、真匡会は、10 月 17 日付で、「医療機関債新規発行中止のお知らせ」を自らのウェブサイト上で公表し、新規の発行を中止する旨を説明していました。

事例

- 平成 23 年 9 月に、突然、事務センターの担当者が消費者を訪問し、「駅前透析を展開していくために、新しい病院を設立したい。そのためにはお金が必要だ。」と言い、真匡会の発行する医療機関債の購入を勧誘した。消費者は、透析患者のためになるのであればと思い、第 14 回医療機関債（10 月 7 日発行済）を申込み、代金を支払った。

11 月に、事務センター担当者が、消費者の自宅を再び訪問し、「小さな銀行はつぶれる。すぐに追加で医療機関債に投資したほうがいい。」と言い、改めて医療機関債の購入を勧めた。心配になった消費者は、既に発行期日の過ぎている第 14 回医療機関債（10 月 7 日発行済）を、追加で申し込んだ。その際、事務センターの担当者は、「日付は、10 月 7 日と書いてください。」と指示し、消費者はそのとおりの日付を記入し、代金を支払った。

さらに数日後、事務センターの所長が、消費者の自宅を訪問し、「9 月分の医療機関債が残っているので、買って欲しい。」と頼んだ。消費者は、既に発行期日の過ぎている第 11 回医療機関債（9 月 2 日発行済）を申し込んだ。その際、事務センターの所長は、「今回は申込日を 9 月 2 日としてください。」と指示し、消費者はそのとおり記入し、代金を支払った。

(参考) 商業・法人登記による前記2法人の概要は以下のとおり(いずれも平成23年12月20日現在の登記情報提供サービスの「商業・法人登記情報」による)。

医療法人社団真匡会

名称	医療法人社団真匡会
住所	東京都新宿区大久保二丁目1番8号プラザ新大樹ビル4階
法人成立の年月日	平成7年8月23日
資産の総額	金1,086万9,163円
理事長	脇坂 晟(わきざか あきら)

共同医療事務センター株式会社

商号	共同医療事務センター株式会社
住所	東京都新宿区新宿一丁目36番12号
会社成立の年月日	平成23年2月14日
資本金の額	金100万円
代表社員	西澤 英樹

3. 勧誘の問題点

- 真匡会は、自ら発行する医療機関債に関して、不適切な勧誘行為(「強引な勧誘」、「虚偽の説明」等)があったことを認め、新たな発行を行わないとし、その旨を公表しました(平成23年9月及び10月)。それにもかかわらず、その後、事務センターは、その事実を消費者に伝えずに新たな勧誘を行っています(平成23年11月)。
- さらに、事務センターはその申込み手続きに際し、あたかも契約が、真匡会が新たな発行を行わないとした日付より前に締結されたものに見えるよう、消費者に申込の日付を指示して過去の日付を記入させています。
- 医療機関債は、金銭を借入れたことを証する目的で作成する証拠証券であり、過去に発行された医療機関債を、その後に購入するという手続きはありません。昨年10月17日以降、事務センターの勧誘により、消費者が契約した事例は、新たな金銭の借入れであり、事実上、真匡会による新たな医療機関債の発行となります。従って、真匡会自身が公表した事実と反する行為と考えられます。

4. 消費者へのアドバイス

- 真匡会は、自ら不適切な勧誘行為（「強引な勧誘」、「虚偽の説明」等）を認め、新たな発行を行わないとし、その旨を公表しました（平成23年9月及び10月）。それにもかかわらず、その後、事務センターは、その事実を消費者に伝えずに新たな勧誘を行っています。
- 2法人から医療機関債についての勧誘を新たに受けた場合、応じないようにしましょう。
- 上記の場合、すぐに消費生活センターや警察に相談しましょう。
 - 各地の消費生活センター、消費生活相談窓口（消費者ホットライン）
電話 0570-064-370
 - 警察（警察安全相談窓口）
電話 #9110
- 不適切な勧誘により真匡会の医療機関債を購入してしまった方で、解約・返金等を求めたい方は、消費生活センターや弁護士など法律の専門家に相談してください。
- この注意喚起は、現時点で消費者事故等に係る情報を確認できた事例について、具体的な事業者の名を挙げ注意を呼びかけるものであり、この注意喚起で名を挙げていない事業者による勧誘について問題がないことを示すものではありません。「医療機関債」の勧誘に関し、他の事業者からこの注意喚起で紹介した事例と類似した勧誘があった場合も、上記の各アドバイスを参考としながら慎重に対応してください。

(以 上)

勧誘パンフレット等の記載の詳細

<「医療機関債発行要項」と題する資料の記載概要>

- ・発行銘柄：医療法人社団真匡会第11回医療機関債
- ・発行総額：金9,000万円
- ・申込単位：一口金50万円（最低2口以上）
- ・申込期日：平成23年9月2日
- ・利率：年4.20%
- ・申込金：額面100円につき金100円として払込期日に払込金に振替充当します。
申込金には利息をつけません。
- ・利払日：毎年12月、3月、6月、9月の末日
- ・払込期日及び発行日：平成23年9月2日
- ・償還期日：平成28年9月2日

- ・発行銘柄：医療法人社団真匡会第14回医療機関債
- ・発行総額：金9,000万円
- ・申込単位：一口金50万円（最低2口以上）
- ・申込期日：平成23年10月7日
- ・利率：年4.10%
- ・申込金：額面100円につき金100円として払込期日に払込金に振替充当します。
申込金には利息をつけません。
- ・利払日：毎年1月、4月、7月、10月の末日
- ・払込期日及び発行日：平成23年10月7日
- ・償還期日：平成28年10月7日

(参考資料1)

平成23年9月15日付「医療機関債発行について(お詫び)」(医療法人社団真匡会)

平成23年10月17日付「医療機関債新規発行中止のお知らせ」(医療法人社団真匡会)

(参考資料2)

平成23年8月25日付「新車の儲け話、医療機関債の販売勧誘トラブル!」(独立行政
法人国民生活センター)